

# 協同農業普及事業の実施に関する方針

令和8年3月

大分県

はじめに

本格的な人口減少社会の進行や、気候変動・国際情勢の不安定化など、農業を取り巻く環境が大きく変化している。こうした状況の中、国では令和7年4月に新たな「食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）」を閣議決定し、今後5年間の農政の指針を示した。

また、同年4月には「協同農業普及事業の運営に関する指針（以下「運営指針」という。）」を策定し、気候変動等による自然災害の多発や栽培適地の変化、国内人口の減少に伴う国内需要の減少や高齢者の引退による農業従事者の急減などの課題に対する取組を示した。

一方、本県では令和6年9月に策定した農林水産業振興計画である「おおいた農林水産業元気づくりビジョン2024（以下「振興計画」という。）」に基づき、「自ら考え・動き・みんなで実現する元気な農林水産業」を基本目標として、1 極め、輝き、次を呼ぶ担い手育成サイクルの確立、2 マーケットに対応した産地づくり、3 多様な需要に応じた販売チャネルの構築、4 農地を活かし次世代につなぐ地域営農の推進、の4つの基本施策に取り組むこととしている。

本県の協同農業普及事業は、こうした国の基本計画や運営指針、県の振興計画を踏まえ、今後の農業情勢の変化に柔軟に対応できるよう、普及指導活動の高度化及び効率化を図り、地域農業を総合的に支援する役割を果たしていく必要がある。

今回、策定する「大分県協同農業普及事業の実施に関する方針」は、農業・農村の発展に主体的役割を果たすべき本県普及事業の今後5年間の方向性を示すものである。

## 第1 普及指導活動の課題および取組の推進方向

協同農業普及事業の実施にあたっては、次に掲げる課題について、国や県の施策を踏まえ、計画的かつ効率的に取り組むものとする。

### 1 極め、輝き、次を呼ぶ担い手育成サイクルの確立

極め、輝く中核的経営体の育成のため、認定農業者・参入企業・集落営農法人など産地の中核を担う経営体の経営力や技術力の向上及び規模拡大支援、農業支援サービス事業体の活用促進、女性の経営参画への支援を行う。

また、産地が主体となって新たな担い手を呼ぶ体制の確立に向けて、市町村が策定する産地担い手ビジョンによる産地の将来像の明確化と生活基盤を含めた新規就農者の受入れ体制強化、園芸団地等への長期的視野に立った大規模経営が可能な企業の誘致促進、次世代人材の育成機能の充実と高収益農業を実践する経営体モデルの育成を行う。

さらに、中核的経営体を育て支える技術・システムの構築に向けて、スマート農業技術の積極的な活用により省力化・生産性向上を図り、経営発展を支援する

とともに、気候変動などの影響に対応した取組を推進し、持続可能な生産体制確立を促進する。

## 2 マーケットに対応した産地づくり

### (1) 園芸品目の産地拡大

大分県の顔となる園芸品目を中心とした強い園芸産地づくりに向けて、市場ニーズが高く多様な経営体の参入拡大が県域で見込まれる園芸基幹品目15品目に対する重点的な栽培技術支援を行う。併せて、農地の確保、共同利用施設の充実、販売力の強化など、産地が抱えるボトルネックの解消に向けたパッケージ支援を推進する。

さらに、ロットの拡大や流通・販売体制の強化を図るため、県内産地間の連携を促進し、新たな県域ブランドの創出に取り組む。

加えて、大規模園芸団地の計画的整備を取組の核として、効率的な園芸団地の整備を進めるため、市町村ごとの園芸団地化プランの策定に向けて、県・市町からなる推進本部が連携し農地の活用情報の収集や担い手の掘り起こしを行う。また、近年の高温等気候変動への対応が急務であるため、対応技術の普及や実証に取り組むとともに、経営リスクの軽減を目的として、露地品目を主体とした複数品目の組み合わせによる複合営農体系の導入により、経営力の強化を図る。

### (2) 畜産生産基盤の強化

「全国和牛能力共進会」日本一を目指した取組を通じて、生産技術の向上とともに、繁殖雌牛の高能力化を基本とした肉用牛生産基盤の強化を図る。併せて、キャトルステーションの活用による増頭促進や、国内外における「おおいた和牛」の効果的なプロモーション展開、取扱店舗の拡大を図る。

また、強い酪農経営基盤の確立に向けて、乳量増加に向けた生産技術の向上、預託牧場の拡大による後継牛預託システムの充実等に取り組む。

さらに、県域での耕畜連携体制の確立による飼料用米等の自給飼料生産拡大や利用促進、堆肥の有効活用に向けた品質・製造の高度化とマッチング体制の強化を進めるとともに、飼料生産や堆肥の運搬・散布を担うコントラクターの育成に取り組む。

加えて、畜産経営を支える体制の強化に向けて、施設等の資産継承による生産基盤の継続的な利活用の促進、インターンシップ等の充実による担い手の確保、ヘルパー制度の活用による就業環境の改善及びヘルパー人材の確保・育成、家畜伝染性疾病の予防対策を推進する。

### (3) 水田利用型農業の高収益化の推進

県産・国産需要の拡大に対応した麦・大豆の本作化に向けて、醸造業等の県内食品企業との産地協定等に基づき、大規模かつ高品質な麦・大豆の生産拡大を図る。さらに、排水対策や堆肥施用による地力改善等の取組を強化し、安定的な生産体制の構築を推進する。加えて、農地集積による大規模水田農業の実現に向け

た経営モデルの創出に向けて、スマート技術や水稻乾田直播栽培等の導入促進を行う。併せて、高温耐性水稻品種の生産拡大や特A米等による実需に選ばれる米づくりを推進する。

また、園芸品目など米に代わる高収益品目の導入促進に向けて、地域計画等と連動した大胆な農地の集積や大区画化を通じて、力強い担い手の育成と効率的な生産基盤の創出を図る。併せて、水田の畑地化によるマーケット需要を捉えた品目の作付け拡大を推進するとともに、集落営農法人や認定農業者等に対する園芸品目導入に向けた集中的な技術支援及び経営モデルの確立を進める。

### 3 多様な需要に応じた販売チャネルの構築

市場ニーズを的確に捉えた販売戦略と流通システムの効率化に向けて、国内外の生産動向や消費トレンド等のマーケット情報を活用し、戦略的な生産・販売の推進を図る。併せて、成長する海外需要の獲得に向けて、変化する国際情勢に柔軟に対応しつつ、輸出先国のニーズに応じた輸出向け産地の形成及び販売体制の整備を推進する。

加工・業務用原料の安定供給体制の構築に向けて、食品企業や加工企業の取引ニーズを的確に把握し、産地協定に基づく計画的な産地拡大を推進する。併せて、園芸産地づくり計画に基づき、生産者や農地の確保、栽培マニュアルの策定等による技術支援の強化を図り、企業ニーズに応える産地づくりを進める。

さらに、拡大する有機農産物等の需要の取込みに向けて、県域出荷組織の育成や市町村の有機農業産地の育成支援等を通じて生産・流通体制の構築を促進するとともに、IPMや堆肥等を活用した環境保全型農業の普及など「みどりの食料システム戦略」の実践を推進する。

### 4 農地を活かし次世代につなぐ地域営農の推進

地域営農の推進に向けては、園芸品目の導入や法人間連携の強化を通じて、集落営農法人等の経営力向上を図る。また、地域計画に基づき担い手への農地集積を進めるとともに、農業支援サービス事業体を活用した労働力の補完体制の構築を推進する。

併せて、農山村資源の付加価値向上に向け、6次産業化商品の販路拡大や消費者嗜好に応じた商品づくりを支援する。さらに、地域の拠点となる直売所への支援を行い、地域資源の魅力発信と所得向上につなげるなど、中山間地域の特性を活かした農業・農村の活性化を促進する。

また、鳥獣害対策の推進にあたっては、被害や生態に応じた効果的な対策を講じる。特に、被害の大きい予防強化集落においては、防護柵の集中的な設置と適切な維持管理の推進を通じて、農作物被害の軽減と地域農業の安定化を図る。

## 第2 普及指導活動の効果的かつ効率的な実施

普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するため、普及指導活動の方法に関し、次

に掲げる事項を実施する。

## 1 農業者に対する支援の充実・強化

農林水産業の成長産業化に向け、地域の農業を牽引する存在として主体的に生産活動を拡大する認定農業者、参入企業、集落営農法人などの産地の中核を担う経営体に加え、新たな担い手として期待される新規就農者や大規模な農業参入意向のある企業を重点的な活動対象とする。

普及指導員の本来業務である直接農業者に接して行う普及指導活動に要する時間が十分に確保されるよう留意する。農業者に接する際には、関連する施策情報を含めて情報提供を行うよう努め、また、普及指導活動の充実・強化及び効率化を図る観点から、ICTの積極的な導入とこれを活用した普及指導活動を実施するよう努める。

さらに、農業経営に必要な技術・経営情報に加え、施策や普及指導活動の実績・成果等について、農業者をはじめ関係者・関係機関への情報発信を広く、効果的かつ効率的に行う。

また、地域の関係者が地域農業の将来の在り方を定める地域計画の実現やブラッシュアップに向けた協議が円滑に進むよう、話合いのコーディネート役を担うなど必要な支援を行う。

## 2 食料システム関係者等の多様な関係者との連携強化

人口減少下において、地域農業の発展や農村の振興に向けた課題解決を図るには、行政機関、研究機関、地域運営組織、農業協同組合、教育機関に加え、生産資材関係事業者、食品等事業者、消費者等食料システム関係者が有機的に連携することが重要となる。このため、普及指導員がこれらの多様な関係者・関係機関間のコーディネート役を担うことで産地のプロデュース機能を発揮するとともに、連携と協力を促進するための機会の創出等に向けた取組を推進する。

また、活力ある地域農業を創造するためには、先進的な農業者等の持つ優れた知見や経験に学び、農業者等が有する知的財産の保全に留意しつつ、農業・農村を振興することが重要である。

このため、先進的な農業者や地域リーダー等に対し、地域振興や経営発展に資する施策情報の提供等を積極的に行いつつ、普及指導計画の評価を行う際に意見を求めるほか、地域モデルの育成や就農学校・ファーマーズスクール等における新規就農者の確保・育成をはじめとした農業・農村を振興するための取組を協働で行う。

農業革新支援専門員（以下、「広域普及指導員」という。）をはじめとして、普及指導員は、その役割を適切に果たすために県内の先進的な農業者や地域リーダー等とのパートナーシップを構築する。

## 3 試験研究機関との連携強化

広域普及指導員をはじめとして、普及指導員は、県が行う研究開発に企画段階

から参画し、試験研究機関に対して現場の課題や技術について改善を要する点等を伝え、より実用性の高い技術が開発されるための役割を果たす。また、その成果を活かして農業現場における技術革新を推進することにより、国・県の農業政策を地域において実施する上での課題や、地域農業における課題について、技術面から解決を図る。

#### 4 都道府県間の連携

広域的な課題に対して、都道府県横断的な検討及び解決が図られるよう、広域普及指導員をはじめとする普及指導員は、他の都道府県間との情報共有、技術協力等を行う。

#### 5 普及指導計画の策定と評価

普及指導活動が高い成果を創出するためには、適切な普及指導計画の策定、実行、評価及び改善のプロセスを経ることが重要である。

このため、普及指導活動の成果や体制等について、内部評価を実施するとともに、先進的な農業者や関係機関等を含む委員による外部評価を実施し、このうち外部評価結果を公表するとともに、次年度以降の計画に反映させることを通じて、普及指導活動及びその体制の改善を行う。

また、計画の策定や対象の選定に当たっては、地域の実情に応じ、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化する。

このうち、食料システム関係者等の多様な関係者との連携を要するもの等、特に重要な課題について、広域普及指導員が普及指導活動の目標、期間、体制等を示した重点プロジェクト計画を定め、振興局と連携して当該計画に基づく活動を推進する。

#### 6 調査研究の適切な実施

普及指導員による調査研究の実施に当たっては、試験研究機関をはじめとする関係機関及び関係者との連携を積極的に図るほか、その成果等を普及指導員の資質向上及び現地の課題解決を図るために有効に活用する。

### 第3 普及指導員の配置に関する事項

#### 1 普及指導員の配置

農業改良助長法（以下「法」という。）第12条第2項の普及指導センターの事務を行う部署を設置し、法第8条第2項の事務を行う普及指導員を配置する。普及指導活動が適切に実施されるよう、人材育成計画に基づき、必要な専門分野や経験年数等を考慮して適正な資質を持つ普及指導員を十分に配置するよう努めるとともに、農業者からの高度かつ多様なニーズや地域課題に効果的に対応するため、経験豊富な普及指導員の再雇用の推進や、普及指導活動への理解醸成・社

会的認知度の向上を通じて新たな人材の確保や若手職員の意欲向上を図り、十分な人員の確保に配慮するものとする。

また、農業者等との信頼関係のもと、地域に密着した効率的な普及指導活動が継続して実施できるよう、一定の在任期間（おおむね4年間）の確保に努める。

配置先については、地域を活動範囲とする普及指導員については振興局とする。県域を活動範囲とする普及指導員は県庁とするが、必要に応じて農業大学校との兼務体制をとる。

#### (1) 振興局に配置する普及指導員

地域を活動範囲とし、農業者からの高度かつ多様なニーズ及び地域の課題に的確に対応するため、県内6カ所の振興局に普及指導員を配置する。

#### (2) 県庁に配置する普及指導員

県域を活動範囲とし、高度な専門性や経験等を有し、各分野の普及指導活動を総括し、国や都道府県の試験研究機関や教育機関、行政機関、民間企業等との連携による専門技術の高度化や政策課題への対応、食料システム関係者や他の都道府県との連携、普及指導員の資質向上等を業務とする広域普及指導員を県庁に配置する。

#### (3) 農業大学校において研修教育を行う普及指導員

就農希望者、農業後継者等に対し、農業技術の高度化、経営の専門化等に対応できる技術・経営能力を習得させるため県立農業大学校の講師を兼務する。

## 第4 普及指導員の資質向上に関する事項

普及指導員に求められる機能を十分に発揮しつつ、近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図られるよう、普及指導員の自己研鑽の促進及び研修の充実・強化に向け、次に掲げる事項に取り組む。

### 1 人材育成計画

研修に係る計画の策定及び実施に先立ち、中長期的な普及指導員の人員配置を勘案した上で、能力が継続的に習得されるよう、普及指導員の目指すべき人材像、求められる資質、人材育成に向けた取組方針及びその推進体制等を定めた大分県普及指導員等（農業・畜産）人材育成計画を策定し、原則として毎年見直すものとする。

### 2 向上を図るべき資質

普及指導員に求められる役割を発揮するため、スマート農業、気候変動への対応、有機農業等主要な農業技術、規模拡大や法人化等に要する農業経営、経営改善指導につながる農業生産工程管理（以下、「GAP」という。）の知識及び農業・食品分野における知的財産保護・活用に関する高度な知識並びに効果的に普及指導活動を展開するためのファシリテーション等の能力（新規就農者から先進的な

農業者に至るまでの多様な農業者に接しコミュニケーションを図る能力、食料システム関係者等地域内外の幅広い関係者と連携を構築する能力、地域農業・農村について将来の展望に基づいた戦略を立案する能力等)については、全ての普及指導員が共通して備えるべき基本的な資質として、計画的かつ継続的な向上を図る。

### 3 資質向上の方法

#### (1) 国との役割分担

研修体系に基づき、国が統一的に実施する研修の積極的な活用を図るほか、県段階において、国の研修で不足する部門や内容などに関する研修を実施し、総合的な指導能力の向上を図る。

#### (2) 研修の内容

##### ア 基礎指導力の確立期

普及方法や専門技術、経営等に関する基礎的知識の習得等、普及指導員として必要な基本的な資質の向上に関する研修を実施する。

##### イ 専門指導力の確立期

専門分野を中心とした課題解決能力の向上やマーケティング能力の向上、経営管理能力の向上等、普及指導活動における実践力の強化に関する研修を実施する。

##### ウ 総合指導力の確立期

地域の総合的な課題に対する課題解決能力の向上やチーム力を強化するための組織マネジメント研修等、普及指導方法の高度化等に関する研修を実施する。

##### エ 企画・管理能力の確立期

普及指導活動の総合的な企画調整、普及指導員の養成及び資質向上、普及指導活動の管理運営等に関する研修を実施する。

#### (3) 研修の方法

##### ア OJTなど職場における実践的研修

##### イ 職場内での研修課題の設定、課題解決の方策についての資料調査、実証等

##### ウ 現地課題解決のための自らが企画する自主組立研修

##### エ 県を単位とした集合研修

##### オ 国が実施する研修又はこれに準ずる研修への派遣

##### カ 国内、海外の試験研究機関・大学等への派遣

#### (4) 留意事項

##### ア 多様な者との連携

研修の実施にあたっては、食料システム関係者、経営や組織マネジメント等の専門家、試験研究機関や大学などの研究者等と連携をとり、幅広い知識を習得できるようにする。

##### イ 職務経験年数に応じた研修受講機会の確保等

研修については、経験年数等により、(2)に示した「基礎指導力」「専門指導力」「総合指導力」「企画・管理能力」のそれぞれの能力を確立させる時期を考慮し、4段階に分けて実施する。

また、国等の研修を受講した者が、その研修内容を伝達する研修を実施するなど、効果が最大限発揮されるよう配慮する。

ウ 広域普及指導員育成

プロジェクト活動や調査研究活動等を通じて、高度な専門性を有し、広域的な課題の解決や普及指導活動の総括等を担うことができる者を広域普及指導員として育成する。

エ 人事交流

普及指導員には専門的な知識・技術の蓄積のほか、農業分野のみではなく、他分野も含めて幅広い知識等が求められることから、他部局との計画的な人事交流を進める。

オ 普及指導員の自主的な資質向上

効率的な調査研究の実施や知識を広めるための他分野の研修への参加など自発的な能力向上の取組により、自己研鑽に努める。また、振興局の部長、総括はそれを助長するものとする。

## 第5 普及組織の運営

### 1 振興局に設置する普及組織

振興局に設置する普及組織については、農業者等に対する情報提供及び相談の場並びに普及指導員の活動拠点としての機能が十分に発揮できるよう、その整備を行うとともに普及指導員の本来の職務である直接農業者に接して行う支援活動のために十分な時間が確保されるよう、適切に業務管理を行う。また、普及組織が、農業者等のスマート農業、気候変動への対応、有機農業を始めとした農業技術及び農業経営及びGAPに関する情報発信・相談窓口として、また、食料システム関係者・関係機関、試験研究機関や民間等の専門家、市町村や農業団体等の関係機関のハブ機関として機能するよう運営する。その際、人事異動等によって普及指導員が培った普及指導に係る情報が途絶えないよう、必要に応じてICTも活用しつつ、情報の継承体制の構築を図るものとする。

### 2 県庁に設置する普及組織

#### (農業革新支援センター)

広域普及指導員が活動を行う拠点を県庁に設置し、県域における重点プロジェクト等の普及指導活動の企画・総括・指導に取り組む。また、試験研究機関等との連携による研究開発への参画及び成果の現地移転のほか、普及指導員の資質向上や先進的な農業者等からの高度かつ専門的な相談への対応に加え、国や試験研究機関、民間企業、他の都道府県とのネットワークの構築及び新たな技術等に係る情報の集約整理等が行えるよう、体制の整備を図る。

## 第6 研修教育の充実強化

農業大学校の運営に当たっては、地域農業の状況を踏まえ、普及組織や広域普及指導員、試験研究機関、関係機関等と連携し、卒業後に就農する学生や社会人を含む幅広い世代の就農希望者の増加に資する取組を着実に実施できるよう努める。

## 1 研修教育の内容の充実強化等

農業大学校については、就農希望者、青年農業者等に対する県における中核的な教育機関として、実践的な技術力と経営力を備えた農業者の育成が図られるよう、栽培知識・技術の習得を基礎とした上で、先進的な農業経営者等による出前授業、現場での実習、GAP、農産物輸出及び経営管理に関する教育、企業や他の教育機関及び研究機関と連携したスマート農業技術及び有機農業を含む環境と調和のとれた農業に関する研修を始めとした、実践的・発展的な教育内容の充実や、そのための機械・設備の導入や施設の整備を進める。

## 2 就農支援の取組の推進等

農業大学校においては、学生等のニーズや地域の農業実態等に応じた支援を行う。農家出身でない学生や学生の雇用を希望する法人が増加していることを踏まえ、雇用就農を円滑に推進するため、法人の労働環境や経営状況等に鑑みた就農相談や農業法人等とのマッチングを行う。また、親元就農や新規参入を目指す学生も含め、普及組織等の関係機関との連携等により就農支援の取組を推進するとともに、就農後における地域への定着が図られるよう、継続的な支援を行う。

## 3 農業系高校等生徒への研修機会の提供等

農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択する人材を育成するため、農業大学校において農業系高校や普通高校等の生徒に対する研修機会の提供等を行う。

## 4 社会人等への研修機会の提供等

農業大学校は、社会人を含む幅広い世代の就農を促進するため、県の他の研修機関等との連携・役割分担の下、社会人等に対する研修の機会の提供等を行う。

## 5 農業大学校の学生等以外の就農希望者に対する支援

農業大学校は、当該施設の学生等以外であって、農業者等の下で研修を受けている就農希望者に対し、受入先の農業者や普及組織等の関係機関との連携・役割分担の下、必要に応じて研修の補完を行う。

## 6 先進的な農業者等による外部評価の実施

農業大学校は、研修教育の内容、その成果及び実施体制について、先進的な農業者、卒業者、関係機関等による外部評価を実施し、研修教育の内容等の改善を行う。

## 第7 その他協同農業普及事業の運営に関する事項

農業情勢の変化、農業政策の動向、普及指導活動の実態等を踏まえ、実情に即した普及事業の見直しに取り組む。